

仕 様 書

1 対象業務及び建物概要

(1) 対象業務

前田まちづくりセンター警備業務

(2) 建物概要

所在地：札幌市手稲区前田6条9丁目2-1

規模・構造：木造/1階建て

竣工年月日：昭和58年12月7日

(3) 警備対象規模

111.78m²

(4) 庁舎内の職員数

平日3人、日曜日・土曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
0人

(5) 1日当たりの平均来庁人数

おおよそ10人

2 履行期間

令和5年（2023年）5月31日17時15分から令和9年（2027年）9月30日17時15分まで

3 業務の内容

庁舎内及び構内の自動警報機械警備及び巡回警備

4 警備実施時間

庁舎使用時を除き、平日は17時15分から翌日8時45分までとする。ただし、土・日曜日、祝日法における休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、8時45分から翌日8時45分までとする。

5 巡回時間

機械警備に入った時点以降で毎日1回、巡回すること。

6 機械等の設置

(1) 受託者は、庁舎内に自動警報機器を設置し、警備時間中に当該警報機器により感知される異常の有無を警備本部において自動的に確認できる体制をとること。

(2) 基地局との間の電話回線には、断線時にも対応できる機能を付加すること。

(3) 機器の設置・修繕または撤去等に係る工事により契約対象施設に損害を与えた場合は、受託者の責任により原状に復すること。

(4) 機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

7 警備業務の対処

(1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤に

より契約物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保する。

- (2) 警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置を行うとともに、必要に応じて委託者及び関係機関に報告すること。

8 警備員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意し、事前に委託者へ届け出ること。また、職務上知り得た秘密を他に漏らさない旨の誓約書を各警備員に提出させ、委託者へ届け出ること。

9 服装及び名札

受託者は、警備員に警備業法に基づく所定の制服・制帽を着用させ、胸部に名札をつけさせること。また、常時、警備員に身分証明書を携帯させること。

10 業務日誌

毎日の業務内容等を日誌に記載し、翌日、本市に提出すること。

11 設置機器の保守管理

- (1) 前記6に定める機械設備に関し、正常な機能を維持するため毎月1回の保守点検を行い、また、毎日機械設備の正常な機能を点検し、万一、警報の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じるものとする。
- (2) 設置した警報機器等の工事配線について、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修すること。
ただし、委託者の帰すべき事由により、機器等を棄損した場合は、委託者の負担により補修するものとする。

12 機器のき損・紛失

前記11にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

13 契約終了時の機器の撤去等

契約の終了時または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器等の撤去にかかる費用は受託者の負担とする。

14 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕または撤去等にかかわる工事に伴い、本市の物件に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

15 鍵の保管

委託者が委託した鍵は、受託者の責任において保管すること。

16 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の受託者から実地による実務的な引継ぎを受けること。
- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法・懸案事項等を記載した資料を委託者に提出すること。また、委託者が当該資料について説明を求めた場合は適宜対応すること。
- (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記の資料等によるほか、新規の受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行うこと。
- (4) 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定めること。
- (5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

17 その他

- (1) 本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 受託者は業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議するものとする。